

建設工事における現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱いの改正について

笛吹市建設工事請負契約約款第10条に規定する現場代理人について、一定の条件を満たす工事において、現場代理人の常駐義務を緩和し、2件の工事間で兼任可能としているが、当面の間、次のとおり緩和範囲を拡大し、入札参加機会の拡大を図るものとする。

1 現場代理人の常駐緩和について

緩和要件については次のとおり変更する。

現場代理人の常駐義務の緩和及び兼任配置要件	
現行	<ul style="list-style-type: none">・現場代理人の常駐緩和を認められた工事であること。・ひとりの現場代理人が兼任できる工事は2件（いずれも笛吹市発注工事）・当初予定価格（税込み）が4,000万円未満（建築一式8,000万円未満）の工事。・県、市、町等の発注工事で、工事区間が重なり密接な関係があることから随意契約した工事は一つの工事としてみなし、発注先の承認により同一の現場代理人の配置が可能とする。・発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること。・発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。・1日1回以上工事現場に駐在し、現場の管理にあたること
今回	<ul style="list-style-type: none">・現場代理人の常駐緩和を認められた工事であること。・ひとりの現場代理人が兼任できる工事は2件（いずれも笛吹市発注工事）・当初予定価格（税込み）が4,500万円未満（建築一式9,000万円未満）の工事。・県、市、町等の発注工事で、工事区間が重なり密接な関係があることから随意契約した工事は一つの工事としてみなし、発注先の承認により同一の現場代理人の配置が可能とする。・発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること。・発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。・1日1回以上工事現場に駐在し、現場の管理にあたること。

2 繙き方法

現場代理人の兼任配置を希望するときは、事前に工事担当課と協議のうえ、「現場代理人兼任配置届」を提出すること。

3 適用開始日

令和7年4月1日